

(別紙1)

業者選定審査基準

評価項目	評価の視点	配点
①相談支援事業の役割を理解した運営方針	事業の設置目的や役割を踏まえた運営方針となっているか。	10点
②発達・生活相談に対する支援体制	利用者が安心し、いつでも相談できる体制が整えられた内容となっているか。	10点
③巡回支援専門員の整備	保育所や放課後児童クラブ等に巡回するなど職員や保護者などに支援ができる体制となっているか。 また、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努めているか。	5点
④理解促進に関するイベント等や普及・啓発を目的とした広報活動の提案内容	イベント開催や広報活動について、具体的に計画された内容となっているか。	10点
⑤地域・関係機関と連携した取組	地域移行・地域定着の促進をはじめとする地域や関係機関と連携した取組みについて、具体的に計画された内容となっているか。	10点
⑥特別な支援を必要とする障害児への切れ目のない支援体制	保護者の心理的支援を行うとともに、家庭での支援の方法（ペアレントトレーニング等）の助言、保育園や教育機関等関係機関への助言や連携が計画された内容となっているか。 また、学齢期から社会参加までの支援や就労現場をはじめとする関係機関との体制の構築が計画された内容となっているか。	10点
⑦発達障害支援ネットワークにおける発達障害等相談センターの役割	課題の抽出や課題解決の方策を検討する取組みの提案など、地域課題に関して発達障害等相談センターの担う役割が具体的な内容となっているか。	10点
⑧適正な苦情処理体制の整備	利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な苦情処理体制を講じた内容となっているか。	5点
⑨その他の特色ある取組	特色ある取組みとなっているか。	5点
⑩専門性のある職員の配置（要綱に定められた資格、相談支援の経験）	確実に事業の遂行ができる専門性のある職員配置が図られているか。	10点
⑪提案内容の具体性	提案内容が具体的な内容となっているか。	10点
⑫収支予算書の内容の妥当性	事業計画実行に必要な経費が計上されるなど、妥当性がある内容となっているか。	5点
合計点数		100点